

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）

(傍線部分は改正部分)

目次	改正案	現行
第一章 総則（第一条・第二条）		
第二章 勘定科目の区分（第三条—第七条）		
第三章 資産等の評価等（第八条—第十二条）		
第四章 減価償却（第十三条—第十八条）		
第五章 消費税及び地方消費税の整理等（第十九条・第二十条）		
第六章 長期前受金（第二十一条）		
第七章 引当金（第二十二条）		
第八章 表示		
第一節 損益の表示（第二十三条—第二十六条）		
第二節 資産又は負債の表示（第二十七条—第三十四条）		
第九章 注記（第三十五条—第四十四条）		
第十章 予算等の様式（第四十五条—第五十一条）		
第十一章 雜則（第五十二条—第五十五条）		
附則		
第一章 総則		
(会計規程)		
第一条 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十条の規定による企業管理規程で当該企業の会計事務の処理に必要な会計規程を定めなければならない。		
2 前項の会計規程は、法第三条に規定する基本原則にかんがみ、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つよう定めなければならない。		
(用語の意義)		
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
一 帳簿価額 地方公営企業の資産について貸借対照表（貸借対照表を備えつけるとき以前においては、これに準ずる帳簿書類）につけられる価額をいう。		
二 帳簿原価 地方公営企業が償却資産を取得したときにおいて、当該償却資産を示す勘定に計上する価額をいう。		

二 帳簿原価 債却資産を取得し又は改良したときにおいて、当該債却資産を示す勘定に計上する価額をいう。
三 債却資産 土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産であつて、毎事業年度減価償却を行うべきものをいう。
四 取替資産 一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産であつて、毎事業年度使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。
五 定額法 固定資産の帳簿原価から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎事業年度同一となるように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。
六 定率法 固定資産の帳簿価額に、その償却額が毎事業年度一定の割合で遞減するように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。
七 取替法 固定資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とともに、当該固定資産が使用に耐えなくなつたために代えて種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産を取得したときの価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法をいう。
八 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。
九 繼続記録法 たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。
十 個別法 たな卸資産の受払について種類ごとに個々の単価別に整理する方法をいう。
十一 先入先出法 購入単価の異なるたな卸資産の順に当該たな卸資産に係る単価により払い出し、比較的購入時期の新たたな卸資産に係る単価のものを残す方法をいう。
十二 移動平均法 たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう。
十三 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。
十四 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であつて、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをい

二 帳簿価額 地方公営企業に属する資産について貸借対照表（貸借対照表を備えつけるとき以前においては、これに準ずる帳簿書類）につけられる価額をいう。
三 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。
四 債却資産 土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産で毎事業年度減価償却を行うものをいう。
五 取替資産 一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産で毎事業年度使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。
六 減価償却の定額法 当該固定資産の帳簿原価から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎事業年度同一となるように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額が毎事業年度の償却額とする方法をいう。
七 減価償却の定率法 当該固定資産の帳簿価額に、その償却額が毎事業年度一定の割合で遞減するように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。
八 固定資産の取替法 当該固定資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とともに、当該固定資産が使用に耐えなくなつたためこれに代えて種類及び品質を同じくする新たたな資産と取り替えた場合において、その新たな資産の取得の価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法をいう。
九 繼続記録法 たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。
十 個別法 たな卸資産の受払について種類ごとに個々の単価別に整理する方法をいう。
十一 先入先出法 購入単価の異なるたな卸資産の順に当該たな卸資産に係る単価により払い出し、比較的購入の新たたな卸資産に係る単価のものを残す方法をいう。
十二 移動平均法 たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう。

十五 オペレーティング・リース取引 ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(会計規程)

第二条 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に必要な会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、法第三条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

第二章 勘定科目の区分

(勘定科目の区分)

第三条 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

(損益勘定の区分)

第四条 損益勘定のうち収益勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適當な場合には、適當な項目に細分することができる。

- 一 営業収益
 - 二 営業外収益
 - 三 特別利益
- 2 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、過年度損益修正益及びその他特別利益の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- 3 損益勘定のうち費用勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適當な場合には、適當な項目に細分することができる。
- 一 営業費用

(勘定科目の区分)

第二条の二 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、別表第一号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、別表第一号及び民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

二 営業外費用

三 特別損失

4 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、第二項又は前項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は当該損失を細分しないこととすることができる。

6 損益勘定の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(資産勘定の区分)

第五条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 投資その他の資産

2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。

一 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物及び附属設備

ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）

ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備

ホ 船舶及び水上運搬具

ヘ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

ト 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）

チ リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ 建設仮勘定（ロからトまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 次に掲げる資産 無形固定資産	
イ 営業権	ハ 地上権
ロ 借地権	二 特許権
ト 意匠権	ホ 商標権
チ 鉱業権	ヘ 実用新案権
リ 漁業権	ヌ ソフトウエア
リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がロからヌまで及びヲに掲げるものである場合に限る。）	ル リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がロからヌまで及びヲに掲げるものである場合に限る。）
ヲ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの	イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
三 次に掲げる資産 投資その他の資産	ロ 出資金
ハ 長期貸付金	ハ 長期前払消費税
二 基金	ホ 長期前払消費税
ト その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの	ヘ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下この条において「破産更生債権等」という。）であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるもの
チ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産	ト その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
リ 流動資産は、適当な項目に細分しなければならない。	チ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
4 次の各号に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。	一 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）
二 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をい	二 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をい
う。）及び一年内に満期の到来する有価証券	う。）及び一年内に満期の到来する有価証券

三 受取手形（地方公営企業の通常の業務活動において発生した手形債権（破産更生債権等であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

四 未収金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

五 たな卸資産

六 前払金（原材料及び商品等（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前払金（当該前払金に係る債権が破産更生債権等であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前払金を除く。）をいう。）

七 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

八 未収収益であつて、一年内に対価の支払を受けるべきもの

九 その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの

5 資産勘定の各項目は、当該項目に係る資産を示す適當な名称を付さなければならぬ。

（資本勘定の区分）

第六条 資本勘定のうち剰余金は、適當な項目に細分しなければならない。

2 次の各号に掲げる剰余金は、資本剰余金に属するものとする。

一 再評価積立金

二 受贈財産評価額

三 寄附金（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）

四 その他の剰余金であつて、資本剰余金に属する剰余金とすべきもの

3 次の各号に掲げる剰余金は、利益剰余金に属するものとする。

一 積立金

二 未処分利益剰余金

（負債勘定の区分）

第七条 負債勘定の各項目は、適當な項目に細分しなければならない。

2 次の各号に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。

一 建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費（以下の項及び

次項において「建設改良費等」という。)の財源に充てるために起こした企業債(一年内に償還期限の到来するものを除く。次号において同じ。)

二 前号以外の企業債

- 三 建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金(一年内に返済期限の到来するものを除く。次号において同じ。)
- 四 前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
- 五 引当金(資産に係る引当金及び次項第十一号に掲げる引当金を除く。)
- 六 ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、次項第十二号に掲げるもの以外のもの
- 七 その他の負債であつて、流動負債又は繰延収益に属しないもの
- 3 次の各号に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。
 - 一 一時借入金(法第二十九条第一項の規定による借入金をいう。)
 - 二 建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債(一年内に償還期限の到来するものに限る。次号において同じ。)
- 三 前号以外の企業債
- 四 建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金(一年内に返済期限の到来するものに限る。次号において同じ。)
- 五 前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
- 六 未払金(地方公営企業の通常の業務活動において発生した未払金をいう。)
- 七 地方公営企業の通常の業務活動に関連して発生した未払金又は預り金であつて、一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- 八 未払費用で一年内に対価の支払をすべきもの
- 九 前受金(受注品等に対する前受金をいい、工事負担金等を除く。)
- 十 前受収益で一年内に収益となるべきもの
- 十一 引当金(資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。)
- 十二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、一年内に期限が到来するもの
- 十三 その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの
- 4 長期前受金(第二十一条第一項の規定により整理されるものに限る。)は、繰延収益に属するものとする。
- 5 負債勘定の各項目は、当該項目に係る負債を示す適當な名称を付きなければならない。

(資産の評価)

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。）事業年度の末日における時価

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの（その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額）

三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）事業年度の末日における時価

四 満期まで所有する意図をもつて保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価

4 債却資産の帳簿価額は、帳簿原価から既に行つた減価償却累計額を控除した額とする。

5 債却資産について第三項第一号又は第二号に定める価格を帳簿価額とした場合には、当該債務資産の事業年度の末日における帳簿原価についても当該価格とされたものとする。

6 債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

7 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産

二 前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

(固定資産の減失等)

(削除)

第九条 固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃

(固定資産の評価基準)

第三条 地方公営企業の固定資産の帳簿原価は、その取得に要した価額又は出資した金額とする。

。但し、無償で譲り渡しを受けた固定資産の価額は、適正な見積価額によるものとする。

前項の固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃

棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額又は帳簿原価及び減価償却累計額を減額しなければならない。

2 固定資産を撤去した場合において、撤去物件のうち、再使用の可能なものについては、当該撤去物件の帳簿価額以内でこれをたな卸資産に振り替えるものとする。

(たな卸資産の毀損等)

(削除)

第十条 たな卸資産が毀損、変質又は滅失によりその価値を減少したときは、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。

(削除)

(たな卸資産の受払)

第十一条

たな卸資産の受払は、継続記録法によつて行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によつて整理し、かつ、これを継続して適用しなければならない。

(負債の評価)

第十二条 負債については、次項及び第三項の規定による場合を除き、債務額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 次の各号に掲げる負債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならぬ。

- 1 退職給付引当金（企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。）のほか、第二十二条の規定により計上すべき引当金
- 2 払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債
- 3 事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適當な負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額又は帳簿原価及び減価償却累計額を減額しなければならない。

3 第一項の固定資産を撤去した場合において、撤去物件のうち、再使用の可能なものについては、当該撤去物件の帳簿価額以内でこれをたな卸資産に振り替えるものとする。

(たな卸資産の評価基準)

第四条 地方公営企業のたな卸資産の帳簿価額は、購入又は製作若しくは生産に要した価額とする。但し、無償で譲り渡しを受けたたな卸資産の価額は、適正な見積価額によるものとする。

2 前項の資産がき損、変質又は滅失によりその価値を減少したときは、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。

3 販売を目的として所有する土地については、事業年度の末日における時価が前二項に規定する帳簿価額より低い場合には、前二項の規定にかかわらず、時価をもつて帳簿価額とすることができる。

(たな卸資産の受払)

第五条 地方公営企業のたな卸資産の受払は、継続記録法によつて行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によつて整理し、且つ、これを継続して適用しなければならない。

- 9 -

(減価償却)

第十三条 債却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。ただし、債却資産のうち管理者の定めるものにあつては、取替資産として計理することができる。

(固定資産の減価償却の方法)

第十四条 債却資産のうち有形固定資産の減価償却は、別表第二号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成十年四月一日以後に取得した建物にあつては、定額法）によつて行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によつて行うものとする。

2 前条ただし書に規定する取替資産の減価償却は、前項の規定にかかわらず、取替法によつて行うことができる。

3 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の有形固定資産の減価償却について第一項の規定により難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができる。この場合において、当該減価償却の方法は、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならない。

(有形固定資産の減価償却額)

第十五条 債却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（第四項において「法定耐用年数」という。）に応じ別表第四号の減価償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

第八条 地方公営企業の債却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の減価償却率を乗じて算出した金額とする。但し、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいてなした減価償却額の合計額を控除した金額をこえることはできない。

2 地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、債却資産のうち、直接その営業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額に、当該金額に百分の五十を超えない範囲内において企業管理規程で定めた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる。

3 債却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各

(減価償却)

第六条 地方公営企業は、債却資産について、毎事業年度減価償却を行うものとする。但し、債却資産のうち管理者の定めるものにあつては、取替資産として計理することができる。

(固定資産の減価償却の方法)

第七条 地方公営企業の有形固定資産の減価償却は、別表第一号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成十年四月一日以後に取得した建物にあつては、定額法）によつて行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によつて行うものとする。

2 前条但書に規定する取替資産の減価償却は、前項の規定にかかわらず、取替法によつて行うことができる。

3 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の有形固定資産の減価償却について第一項の規定により難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができる。この場合において、当該減価償却の方法は、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならない。

(有形固定資産の減価償却額)

第八条 地方公営企業の債却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の減価償却率を乗じて算出した金額とする。但し、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいてなした減価償却額の合計額を控除した金額をこえることはできない。

2 地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、債却資産のうち、直接その営業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額に、当該金額に百分の五十を超えない範囲内において企業管理規程で定めた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる。

3 地方公営企業の有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した左の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となるものと認められる事業年度までの各

事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

(削除)

4 第一項の場合において、法定耐用年数

により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもつて耐用年数とすることができます。

一 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の賃貸資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。

二 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

三 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

四 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

五 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

六 その他前各号に掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。

(略)

6 地方公営企業の賃却資産のうち有形固定資産の賃却額に相当する金額は、当該資産の価額を減額する場合を除く外、これを減額してはならない。

事業年度において、当該帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行なうことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

4 地方公営企業の有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得したものについて

は、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、第一項の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる。

5 第一項の場合において、別表第二号に定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもつて耐用年数とすることができます。

一 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくするほかの賃却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。

二 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

三 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

四 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

五 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

六 その他前各号に掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなつたこと。

(略)

6 地方公営企業の賃却資産のうち有形固定資産の賃却額に相当する金額は、貸借対照表上減価償却累計額として計上し、当該資産の価額を減額する場合を除く外、これを減額してはならない。

7

償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該有形固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額するときの額は、当該撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出する。

(無形固定資産の減価償却額)

第十六条 債却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数に応じ別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定にかかわらず、地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合において、直接その営業の用に供する無形固定資産の各事業年度の減価償却額を算出するときに準用する。

(削除)

3 前条第四項の規定は、第一項の場合において別表第三号に定める耐用年数により難い特別の理由があるときに準用する。

4 各事業年度の中途において取得した無形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

(リース資産の減価償却の方法等)

第十七条 債却資産のうちリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。）の減価償却は、第十四条第一項の規定にかかわらず、定額法によつて行うものとする。

2 前項の場合においては、第十五条第一項中「帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額」とあるのは「帳簿原価」と、「当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と、前条第一項中「別表第三号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(投資その他の資産の減価償却の方法等)

第十八条 債却資産のうち投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その資産の種類に従い、第十四条及び第十五条又は第十六条の規定の例により行わなければならない。

8

地方公営企業の債務資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額するときの額は、当該撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出する。

(無形固定資産の減価償却額)

第九条 地方公営企業の債務資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数に応じ別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定にかかわらず、地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合において、直接その営業の用に供する無形固定資産の各事業年度の減価償却額を算出するときに準用する。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定により各事業年度の減価償却額を算出するときに準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項の場合において別表第三号に定める耐用年数により難い特別の理由があるときに準用する。

5 各事業年度の中途において取得した無形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

第五章 消費税及び地方消費税の整理等

(消費税及び地方消費税の整理)

第十九条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項に規定する課税資産の譲渡等、課税貨物又は課税仕入れに係る消費税及び地方消費税に相当する額については、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定をもつて整理するものとする。ただし、同法第九条第一項の規定により、消費税を納める義務が免除される者については、この限りではない。

(資産に係る控除対象外消費税額)

第二十条 資産に係る控除対象外消費税額が生じた場合においては、当該控除対象外消費税額の全部又は一部を長期前払消費税勘定に整理することができる。

2 前項の長期前払消費税勘定は、当該長期前払消費税勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降二十事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。

3 (略)

第六章 長期前受金

(長期前受金)

第二十一条 債却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの(以下この条において「補助金等」という。)をもつて債却資産を取得し又は改良した場合においては、当該補助金等の額を長期前受金勘定に整理するものとする。

2 長期前受金は、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。)

) 第二十六条第二項に定める場合のほか、補助金等により取得し又は改良した債却資産の帳簿価額を第八条第三項第二号の規定により減額する場合において、当該債却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前ににおける当該債却資産の帳簿価額に対する同日の直前ににおける当該債却資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。これらの場合において、当該債却した額に相当する額が、債却資産の減価償却又は除却に伴うものであるときは当該事業年度の営業外収益として、第八条第三項第二号の規定による償却資産の帳簿価額の減額に伴うものであるときは当該事業年度の特別利益として整理するものとする。

(消費税及び地方消費税の整理)

第十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項に規定する課税資産の譲渡等、課税貨物又は課税仕入れに係る消費税及び地方消費税に相当する額については、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定をもつて整理するものとする。ただし、同法第九条第一項の規定により、消費税を納める義務が免除される者については、この限りではない。

(資産に係る控除対象外消費税額)

第十条の二 資産に係る控除対象外消費税額が生じた場合において、その控除対象外消費税額の全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。

2 前項の繰延勘定は、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降二十事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。

3 (略)

3 企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金（当該資金に係る企業債の元金の償還に要する資金を含む。）に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行つた場合においては、当該繰入金の額について、前二項に規定する補助金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金の額との差額が重要でないときは、この限りでない。

4 令第二十六条第一項の総務省令で定めるものは、建設仮勘定とする。

第七章 引当金

（引当金）

第二十二条 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第七項に規定する貸借対照表をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

第八章 表示

第一節 損益の表示

（損益の表示）

第二十三条 予定損益計算書等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定損益計算書及び法第三十条第七項に規定する損益計算書をいう。）における損益の表示については、この節に定めるところによらなければならない。

（営業損益金額）

第二十四条 営業収益から営業費用を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示しなければならない。

（経常損益金額）

第二十五条 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を経常損失金額として表示しなければならない。

（当年度純損益金額）

第二十六条 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（次項において「当年度純損益金額」という。）は、当年度純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当年度純損益金額が零未満である場合には、零から当年度純損益金額を減じて得た額を当年度純損失金額として表示しなければならない。

第二節 資産又は負債の表示

（資産又は負債の表示）

第二十七条 予定貸借対照表等における資産又は負債のうち次条から第三十四条までに掲げるものの表示については、この節に定めるところによらなければならない。

（資産に係る引当金の表示）

第二十八条 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は流動資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、各資産に係る引当金は、当該各資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各資産の帳簿価額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）

第二十九条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、各固定資産に対する減価償却累計額は、当該各固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各固定資産の金額として表示することができる。ただし、当該減価償却累計額を予定貸借対照表等に注記しなければならない。

(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)

第三十条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の帳簿価額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

(無形固定資産の表示)

第三十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各無形固定資産の帳簿価額として表示しなければならない。

(投資その他の資産の表示)

第三十二条 各投資その他の資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、その資産の種類に従い、前三条の規定の例により表示しなければならない。

(繰延資産の表示)

第三十三条 各繰延資産を償却した額の累計額は、当該各繰延資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各繰延資産の帳簿価額として表示しなければならない。

(長期前受金に対する収益化累計額の表示)

第三十四条 各長期前受金を償却した額の累計額は、当該各長期前受金の項目に対する控除項目として、収益化累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの長期前受金に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、各長期前受金を償却した額の累計額は、当該各長期前受金の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各長期前受金の帳簿価額として表示することができる。ただし、当該各長期前受金を償却した額の累計額を予定貸借対照表等に注記しなければならない。

(注記の区分)

第三十五条 会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第七項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

二 令第十七条の二第一項第二号に掲げる予定キヤツシユ・フロー計算書及び令第二十三条に規定するキヤツシユ・フロー計算書（以下「予定キヤツシユ・フロー計算書等」という。）に関する注記

三 予定貸借対照表等に関する注記

四 セグメント情報に関する注記

五 減損損失に関する注記

六 リース契約により使用する固定資産に関する注記

七 重要な後発事象に関する注記

八 その他の注記

(注記の方法)

第三十六条 予定キヤツシユ・フロー計算書等、予定損益計算書等又は予定貸借対照表等の特定の項目に関する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第三十七条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 資産の評価基準及び評価方法（第八条第三項第二号の規定に基づく固定資産の評価に係る評価基準及び評価方法を除く。）

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上方法

四 収益及び費用の計上基準

五 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）は、重要な会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の基準又は手続を変更したとき 当該変更をした旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したとき 当該変更の内容

(予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記)

第三十八条 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記は、重要な非資金取引（資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。）の内容とする。

(予定貸借対照表等に関する注記)

第三十九条 予定貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
- イ 資産が担保に供されていること
- ロ 資産の内容及びその金額
- ハ 担保に係る債務の金額

二 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計又は他の特別会計において負担することを定めている場合には、その内容及び金額

三 保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（予定貸借対照表等の負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(セグメント情報に関する注記)

第四十条 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下この条において「報告セグメント」という。）に関する事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 報告セグメントの概要
- 二 報告セグメントとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程で定めるものとする。

(減損損失に関する注記)

第四十一条 減損損失に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 減損の兆候が認められた固定資産又は固定資産グループ（複数の固定資産が一体となつて

キヤツシユ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであつて最小のものをい
う。以下この条において同じ。）（減損損失を認識したものと除く。）がある場合における

当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項

イ 固定資産グループがある場合には、当該固定資産グループに係る固定資産をグループ化
した方法

ロ 当該固定資産又は固定資産グループの用途、種類、場所その他当該固定資産又は固定資
産グループの内容を理解するために必要と認められる事項の概要

ハ 認められた減損の兆候の概要

ニ 減損損失を認識するに至らなかつた理由

二 減損損失を認識した固定資産又は固定資産グループがある場合における当該固定資産又は
固定資産グループに関する次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 減損損失を認識するに至つた経緯

ハ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

二 回収可能価額（固定資産又は固定資産グループの正味売却価額（固定資産又は固定資産
グループの時価から処分費用見込額を控除した金額をいう。）又は使用価値（固定資産又
は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によつて生ずると見込まれる将来キヤツ
シユ・フローの現在価値をいう。）のいずれか高い額をいう。）が正味売却価額の場合に
はその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

（リース契約により使用する固定資産に関する注記）

第四十二条 リース契約により使用する固定資産に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要
性の乏しいものを除く。）とする。

一 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である地方公営企業が当該ファイナ
ンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合
における当該ファイナンス・リース取引に係る当該事業年度の末日における未経過リース料
相当額

二 オペレーティング・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途中において当該リー
ス契約を解除することができるものを除く。）に係る当該事業年度の末日における未経過リ

一
ス
料
相
當
額

(重要な後発事象に関する注記)

第四十三条 重要な後発事象に関する注記は、当該事業年度の末日の翌日以後において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象に関する事項とする。

(その他の注記)

第四十四条 その他の注記は、第三十七条から前条までに掲げるもののほか、予定キャッシュ・フロー計算書等、予定貸借対照表等又は予定損益計算書等により地方公営企業の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況を正確に判断するために必要な事項とする。

第十章 予算等の様式

(予算の様式)

第四十五条 令第十七条第三項に規定する同条第一項の予算の様式は、別記第一号様式に準ずるものとする。

(予算の実施計画等の様式)

第四十六条 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一 予算の実施計画 別記第一号様式

二 給与費明細書 別記第三号様式

三 繼続費に関する調書 別記第四号様式

四 債務負担行為に関する調書 別記第五号様式

2 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第二号の予定キャッシュ・フロー計算書の様式は、第四十九条の規定によるキャッシュ・フロー計算書の様式に準ずるものとする。

3 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第六号の予定貸借対照表及び予定損益計算書の様式は、それぞれ第四十八条の規定による貸借対照表及び損益計算書の様式に準ずるものとする。

(継続費繰越計算書等の様式)

第四十七条 令第十八条の二第三項及び令第十九条に規定する継続費繰越計算書、継続費精算報告書及び繰越計算書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- | |
|--------------------|
| 一 繙続費繰越計算書 別記第六号様式 |
| 二 繼続費精算報告書 別記第七号様式 |
| 三 繰越計算書 別記第八号様式 |

(決算報告書等の様式)

第四十八条 法第三十条第七項に規定する決算報告書、損益計算書、剩余金計算書又は欠損金計算書、剩余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表並びに同条第一項に規定する事業報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- | |
|-------------------------------|
| 一 決算報告書 別記第九号様式 |
| 二 損益計算書 別記第十号様式 |
| 三 剩余金計算書又は欠損金計算書 別記第十一号様式 |
| 四 剩余金処分計算書又は欠損金処理計算書 別記第十二号様式 |
| 五 貸借対照表 別記第十三号様式 |
| 六 事業報告書 別記第十四号様式 |

(キャッシュ・フロー計算書等の様式)

第四十九条 令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- | |
|-------------------------|
| 一 キャッシュ・フロー計算書 別記第十五号様式 |
| 二 収益費用明細書 別記第十六号様式 |
| 三 固定資産明細書 別記第十七号様式 |
| 四 企業債明細書 別記第十八号様式 |

(試算表等の様式)

- | |
|--|
| 第五十条 法第三十一条に規定する試算表の様式は、別記第十九号様式に準ずるものとする。 |
|--|

(法適用状況異動報告書の様式)

第五十一条 令第二十八条第三項に規定する報告の様式は、別記第二十号様式に準ずるものとする。

第十一章 雜則

(障害者支援施設等に準ずる者の認定)

第五十二条 管理者は、令

第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 管理者は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならぬ。

(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定)

第五十三条 管理者は、令第二十一条の十四第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとするとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとするとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二・三 (略)

2・3 (略)

4 管理者は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(障害者支援施設等に準ずる者の認定)

第十条の三 管理者は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」とい

う。）第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 管理者は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定)

第十条の四 管理者は、令第二十一条の十四第一項第四号の規定により、新商品の生産により新た

な事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとするとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとするとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二・三 (略)

2・3 (略)

4 管理者は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(削除)

(削除)

(経理状況報告のため必要な書類)
第十一条 法第三十一条に規定する地方公営企業の経理状況を明らかにするために必要な書類は、資金予算表とする。

(資本剩余额をもつて損失をうめることができる資産)

第十二条 左の各号に掲げる書類の様式は、それぞれの下欄に定めるところに準ずるものとする。

(予算等の様式)

(削除)

第十二条 左の各号に掲げる書類の様式は、それぞれの下欄に定めるところに準ずるものとする。

一 法第二十四条第二項の規定により調製すべき予算 別表第五号
 二 令第十七条の二第二項に規定する予算の実施計画 別表第六号

三 削除 別表第七号

四 令第十七条の二第二項に規定する資金計画 別表第八号

四の二 令第十七条の二第二項に規定する給与費明細書 別表第八号の二

四の三 令第十七条の二第二項に規定する継続費に関する調書 別表第八号の三

四の四 令第十七条の二第二項に規定する債務負担行為に関する調書 別表第八号の四

四の五 令第十八条の二第三項及び令第十九条に規定する継続費繰越計算書 别表第八号の五

四の六 令第十八条の二第三項に規定する継続費精算報告書 别表第八号の六

五 令第十九条の規定により作成すべき繰越計算書 别表第九号

六 法第三十条第七項の規定により作成すべき決算報告書 别表第十号

七 法第三十条第七項の規定により作成すべき損益計算書 别表第十一号

八 法第三十条第七項の規定により作成すべき剩余金計算書 别表第十二号

九 法第三十条第七項の規定により作成すべき剩余金処分計算書 别表第十三号

十 法第三十条第七項の規定により作成すべき貸借対照表 别表第十四号

十一 法第三十条第一項の規定により作成すべき事業報告書 别表第十五号

十二 令第二十三条の規定により作成すべき収益費用明細書 别表第十六号

十三 令第二十三条の規定により作成すべき固定資産明細書 别表第十七号

十四 令第二十三条の規定により作成すべき企業債明細書 别表第十八号

十五 法第三十一条の規定により作成すべき試算表 别表第十九号

<p>(指針)</p> <p>第五十四条 総務大臣は、法第三章、令及びこの省令の規定に基づき地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針を定めるものとする。</p>	<p>(リース会計に係る特例)</p> <p>第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号チ及び第二号ル並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主が法第二条第一項各号に掲げる事業であつて、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき 二 リース物件の重要性が乏しいものであるとき
<p>(適用)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>

第二条 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一号に規定する公営企業をいう。）が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第号。以下「一部改正政令」という。）附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令（附則第六条において「新令」という。）第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第二号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下「新令第十二条等の規定」という。）を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する場合においては、その新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度から、新

規則の規定を適用する。

(資産に係る控除対象外消費税額に関する経過措置)

第三条 前条の規定により新規則の規定が最初に適用される事業年度（以下「最初適用事業年度」という。）の前事業年度の末日において、現に第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第十条の二の規定により繰延勘定として整理されている控除対象外消費税額は、長期前払消費税勘定をもつて、固定資産勘定に整理するものとする。この場合において、当該繰延勘定として整理されていた控除対象外消費税額であつた長期前払消費税は、なお従前の例により償却しなければならない。

(引当金に関する経過措置)

第四条 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている引当金（次条第二項に規定する引当金を除き、総務大臣が定めるものに限る。）については、新規則第二十二条の規定にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる。

(退職給付引当金に関する経過措置)

第五条 最初適用事業年度の初日において新規則第二十二条の規定により計上されるべき退職給付引当金については、同条の規定にかかわらず、最初適用事業年度以降十五事業年度を限度として、同日における全企業職員の平均残余勤務期間（各企業職員の同日から定年退職日（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間を平均した期間をいう。）内の一定事業年度数で均等に分割して計上することができる。

2 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている退職給付引当金に相当する引当金は、最初適用事業年度の初日において、新規則第二十二条の規定により計上する退職給付引当金となるものとする。

(旧みなし償却規定の削除に伴う経過措置)

第六条 一部改正政令附則第四条の総務省令で定めるところにより算定した額は、新令第二十六条第一項の補助金等（以下この条において「補助金等」という。）の交付を受けた償却資産の最初適用事業年度の前事業年度の末日における帳簿価額（第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第八条第四項又は第九条第三項の規定（以下「旧みなし償却規定」という。）を適用して減価償却を行っていた場合には、帳簿原価から同日以前に旧みなし償却規定を適

用しなかつたとしたならば行っていた減価償却累計額を控除して得た額）に相当する額に当該償却資産の取得に要した金額に相当する額及び改良費の額に相当する額の合算額に対するこれらの費用に充てられた補助金等の金額の割合を乗じて得た額とする。

- 2 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前に旧みなし償却規定を適用して減価償却を行つていた償却資産については、同日以前に旧みなし償却規定を適用しなかつたとしたならば行つていた減価償却累計額から既に行つた減価償却累計額を控除して得た額（次項において「取崩し額」という。）を最初適用事業年度の初日において帳簿価額から減額し、同額を資本剰余金から減額するものとする。
- 3 前項の規定により資本剰余金から減額する場合において、取崩し額から資本剰余金の額を控除して得た額が零を超える場合は、当該超える額は、利益剰余金の額から減額するものとする。
- 4 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前に旧みなし償却規定を適用しないで減価償却を行つていた償却資産については、減価償却累計額から同日以前に旧みなし償却規定を適用したならば行つていた減価償却累計額を控除して得た額（次項において「振替え額」という。）を資本剰余金から利益剰余金に振り替えるものとする。
- 5 前項の規定により資本剰余金から利益剰余金に振り替える場合において、振替え額から資本剰余金の額を控除して得た額が零を超える場合は、当該超える額は、振り替えないものとする。
- 6 最初適用事業年度の前事業年度の末日において現に資本剰余金に整理されている補助金等の額のうち、企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から行つた繰入金の額に相当する額は、前五項の補助金等の例により整理するものとする。ただし、最初適用事業年度以降の各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該減価償却額に応じて償却される当該繰入金に相当する長期前受金の額との差額が重要でないときは、この限りでない。
- 7 最初適用事業年度の前事業年度の末日において現に資本剰余金として整理されている補助金等の額に相当する額について、前六項の規定により難い特別の事情がある場合は、前六項の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより整理するものとする。
- 8 前項の規定により整理した補助金等により取得し又は改良した償却資産の減価償却の方法については、総務大臣の定めるところにより行うものとする。

（リース会計に関する経過措置）

第七条 新規則第五条第二項第一号チ、同項第二号ル、第七条第二項第六号、同条第三項第十二

号、第十七条、第三十五条第六号及び第四十二条の規定にかかわらず、最初適用事業年度の前事業年度の末日以前にリース契約に基づくリース期間が開始される契約に係るファイナンス・リース取引（新規則第一条第二号に規定するものであつて、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものに限る。）については、総務大臣の定めるところにより会計処理を行うことができる。

（地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第二条の規定による改正後の地方債に関する省令（次項において「新地方債に関する省令」という。）第十二条及び附則第八条の二の規定は、平成二十七年度以後の年度における地方財政法第五条の三第五項第一号及び第五条の四第三項第一号に規定する当該年度の前年度の資金の不足額（以下この条において「当該年度の前年度の資金の不足額」という。）の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度における当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、なお従前の例による。

2 附則第二条第二項の規定により新規則の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する同項に規定する公営企業に係る当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新地方債に関する省令第十二条及び附則第八条の二の規定を適用するものとする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第三条の規定による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下の条において「新健全化則」という。）第一条の二、第二条、第六条、第九条、第十九条及び附則第三条の規定は、平成二十七年度以後の年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号ロに規定する資金の不足額、同号ニに規定する資金の剩余額、同法第二十二条第二項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額及び当該年度の前年度の事業の規模（以下この条において「資金の不足額等」という。）の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度における資金の不足額等の算定については、なお従前の例による。

2 附則第二条第二項の規定により新規則の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する同項に規定する公営企業に係る資金の不足額等の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新健全化則第一条の二、第二条、第六条、第九条、第十九条及び附則第三条の規定を適用するものとする。

（地方公営企業法施行規則及び地方公営企業資産再評価規則の一部を改正する省令の一部改正

第十条 地方公営企業法施行規則及び地方公営企業資産再評価規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。)

第一条中地方公営企業法施行規則第十一条の二を削り、同条中「別表第十二号」を「別記第十一号」に、「別表第十二号」を「別記第十一号」に、「別表第十三号」を「別記第十二号」に、「別表第十四号」を「別記第十一号」に改める。

本則に次の二条を加える。

（地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「ついては、」の下に「第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第十二条の二に係る部分を除き、」を加える。

○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

		現 行
		（建設改良費に準ずる経費）
改正案		
		（建設改良費に準ずる経費）
第十二条	令第十五条第一項第一号イに規定する公営企業の建設又は改良に要する経費（以下「建設改良費」という。）に準ずる経費として総務省令で定める経費は、次に掲げる経費とする。	第十二条 令第十五条第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、次に掲げる経費とする。
一〇六	（略）	一〇六 （略）
		（新設）
		（建設改良費に準ずる経費）
第八条の二	地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第 号）附則第二条の規定及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第 号）附則第二条の規定により法適用企業に対しこれらの命令による改正後の地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の規定及び地方公営企業法施行規則（昭和二十七年總理府令第七十三号）（以下この条において「規則」という。）の規定が最初に適用される年度（以下この条において「最初適用年度」という。）の事業年度の法適用企業に係る特別会計の決算が地方公営企業法第三十条第一項の規定により地方公共団体の長に提出されてから最初適用年度の初日から起算して三年を経過した日の属する年度の事業年度の法適用企業に係る特別会計の決算が同項の規定により地方公共団体の長に提出されるまでの間は、令第十五条第一項第一号の流动負債には、規則第七条第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、令第十五条第一項第三号の流动資産には、規則第二十八条第一項の控除項目を、それぞれ含めないものとする。	第十二条 令第十五条第一項第二号に規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、次に掲げる経費とする。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）

（傍線部分は改正部分）

	現 行	改 正 案
（公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費）		
第一条の二 令第三条第一項第一号イ(1)に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条各号に掲げる経費とする。		
（解消可能資金不足額）		
第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。		
一 公営企業に係る施設の建設又は改良に要する経費並びにこれに準ずる経費として地方債に関する省令		
以下この号において「準建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超過している場合において、当該元金償還金の合計額から当該減価償却費の額の合計額及び当該企業が準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の合計額を控除して得た額に、当該額のうち当該企業に係る特別会計以外の会計（以下この項において「他の会計」という。）が負担すべき部分を除いた部分に係る割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合を乗じて得た額		
二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この項において同じ。）の合算		
（新 設）		
第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。		
一・二 （略）		
（解消可能資金不足額）		
第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。		
一 公営企業に係る施設の建設又は改良に要する経費並びにこれに準ずる経費として地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条第二号及び第四号に規定する経費（以下この号において「準建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超過している場合において、当該元金償還金の合計額から当該減価償却費の額の合計額及び当該企業が準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の合計額を控除して得た額に、当該額のうち当該企業に係る特別会計以外の会計（以下この項において「他の会計」という。）が負担すべき部分を除いた部分に係る割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合を乗じて得た額		
二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この項において同じ。）の合算		

額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div B \times C \times D$$

算式の符号

$$A \quad (\text{略})$$

B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

）第15条第1項に規定する負債の額

C・D	(略)	C・D	(略)	C・D	(略)
11～14	(略)	11～14	(略)	11～14	(略)
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)

（一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額）

第九条 法第一条第四号へに規定する総務省令で定めるものにより算定した額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

1・1 (略)

11 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における当該特別会計の資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を上回る場合には、零とする。）

算式

$$(A-B) - (C-D+E) - F$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の _____ 負債の額
_____ から他の会計からの長期借入金の現在高を控除した額

$$B-F \quad (\text{略})$$

$$\text{四} \sim \text{七} \quad (\text{略})$$

（資本の額に押当たる額及び負債の額に押当たる額）

べ。以下の項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div B \times C \times D$$

算式の符号

$$A \quad (\text{略})$$

B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

）第15条第1項に規定する負債の額及び同条第2項に規定する借入資本金の額の合

C・D	(略)	C・D	(略)	C・D	(略)
11～14	(略)	11～14	(略)	11～14	(略)
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)

（一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額）

第九条 法第一条第四号へに規定する総務省令で定めるものにより算定した額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

1・1 (略)

11 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における当該特別会計の資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を上回る場合には、零とする。）

算式

$$(A-B) - (C-D+E) - F$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の _____ 借入資本金の額及び同条第3項の負債の額の合
_____ から他の会計からの長期借入金の現在高を控除した額

$$B-F \quad (\text{略})$$

$$\text{四} \sim \text{七} \quad (\text{略})$$

（資本の額に押当たる額及び負債の額に押当たる額）

(削除)

第十九条 令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

二 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の現在高

2 令第十七条第四号に規定する負債の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

二 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）を超える場合において、その超える額

イ 及びロに掲げる額の合算額が前項の規定により算定した額 を超える場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額はイ及びロに掲げる額の合算額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。

イ 当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合において、その超える額

イ 及びロに掲げる額の合算額が前二項に掲げる額の合算額 を超える場合においては、第二項の規定にかかわらず、令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額はイ及びロに掲げる額の合算額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。

イ 当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合において、その超える額

ロ 令第三条第一項第二号 ハに規定する販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額

附 則

（地方公営企業法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第 号）附則第二条の規定及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第 号）附則第二条の規定により法適用企業に対しこれらの命令による改正後の地方公営企業法施行令の規定及び地方公営企業法施行規則（以下この条において「規則」という。）の規定が最初に適用される年度の初日（以下この条において「適用開始日」という。）から起算して

附 則

ロ 令第三条第一項第二号 ハに規定する販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額

一年を経過した日の属する年度から適用開始日から起算して三年を経過した日の属する年度までの間は、令第三条第一項第一号イ及び第二号イ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号ロ及び第二号ロの流動負債には、規則第七条第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、令第三条第一項第一号ハ及び第二号ハ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号イ及び第二号イの流動資産には、規則第二十八条第一項の控除項目を、令第十七条第二号の負債並びに第六条第一項第二号及び第九条第三号の負債には、規則第七条第二項第五号及び第六号並びに第三項第十一号及び第十二号に掲げる負債を、それぞれ含めないものとし、令第十七条第二号の資本の額には、規則第二十八条第一項の控除項目の額に相当する額を加算するものとする。